

10-12

総学庶第1753号 昭和51年11月4日

内閣総理大臣 三 木 武 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：人事院総裁，総理府総務長官，法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治の各大臣，行政管理庁・北海道開発庁・防衛庁・経済企画庁・科学技術庁・環境庁の各長官，国家公安委員会委員長，国立大学協会長，各省直轄研究所長連絡協議会代表幹事

国立大学・国立試験研究機関の第4次定員削減問題について（申入れ）

標記について，本会議第483回運営審議会の議決に基づき，下記のとおり申し入れます。

記

本会議は先に第50回総会の議決に基づき「国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて」の要望を行い，第1次定員削減についての意思を表明した。更に，第58回総会の議決に基づき，第2次定員削減構想に対して国立大学・国立試験研究機関の定員削減は行うべきでない旨の申し入れを行った。

しかるに政府は，昭和51年8月24日の閣議において，第3次定員削減に引き継ぎ昭和52年度から4か年にわたる第4次定員削減計画を決定した。仮にこれが実施されるならば，大学，試験研究機関の使命としての教育・研究の機能を果たす上で極めて困難な事態に至ることは明らかである。

よって，本会議は，政府が国立大学・国立試験研究機関については，第4次定員削減計画を適用しないよう慎重に対処されることを申し入れる。

10-13

総学庶第501号 昭和52年4月13日

内閣総理大臣 }
環境庁長官 } 殿（各通）

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：大蔵大臣，文部大臣，厚生大臣，農林大臣，通商産業大臣，運輸大臣，労働大臣，建設大臣，自治大臣，科学技術庁長官，国土庁長官，文化庁長官

環境影響評価制度について（申入れ）

本会議は，昭和49年11月20日，第66回総会の議に基づき，別添資料のとおり，「開発に関する事前評価について」申入れを行いました。現在，政府部内において，環境影響評価制度の立法化を検討中と伝えられているので，第489回運営審議会の議に基づき，更に下記のとおり申し入れます。

記

環境の保全と回復が人の健康にとって必要不可欠であり、そのための一手段として、開発事業の実施に先立ち、その実施が環境に及ぼす影響を予測・評価し、良好な環境の維持を最大に尊重すべきことは、国際的かつ国内的な世論ともいうべきである。

本会議は、上記の観点に基づき、環境影響評価制度のあるべき内容について、総合的な見地から検討を加えてきた。

本会議は、環境影響評価の名に値する制度の実現を念願し、その立法化に際しては、本来、公害の防止及び自然環境の保全に資するだけではなく、生態系を含む自然環境の保全のほか、広く文化的・歴史的環境及び社会的環境の保全に資することを目的とすべきであると考えるが、当面、少なくとも、本会議が既に行った「開発に関する事前評価について」(申入れ)の趣旨及び次の諸点が考慮されるべきである。

1. 環境影響評価の対象事業について

対象事業は、良好な環境の維持の重要性にかんがみ、環境に回復困難な影響を及ぼすなど、良好な環境の維持に支障をきたすおそれがあると認められる事業とすべきこと。

2. 環境影響評価の時期について

環境影響評価は、その結果を開発計画の内容に適正に反映することができるよう、計画案の初期の段階から、その成熟度に応じて、繰り返し行うべきこと。

3. 環境影響評価の手続について

(1) 環境影響評価の準備書には、事業者以外の者が、これを客観的に検討することができるよう、開発事業の実施が環境に及ぼす影響の内容及び程度の予測並びに評価をなすに至った過程を調査資料とともに記載し、また、代替案をも記載すべきこと。

(2) 環境影響評価の準備書に関する意見の提出権は、情報参加の重要性にかんがみ、関係都道府県・市町村の住民に限定せず、環境保全団体をはじめ何人にもこれを認めるべきこと。

(3) 公聴会の開催は、これを義務づけるものとすべきこと。

4. 環境影響評価と開発事業の実施との関連について

事業者は、開発事業の実施に際しては、環境影響評価の結果に基づき、これを行うものとすべきこと。

(別添資料)

総学庶第1832号 昭和49年11月20日

日本学術会議会長 越 智 勇 一

開発に関する事前評価について(申入れ)

標記のことについて、本会議第66回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

国民の生活環境を激変させる地域の開発、あるいは新しい産業技術の開発は、経済の発展、国民生活の向上を目的としてすすめられるものであるが、従来この種の開発に着手する際、そのもたら

す有利な効果のみが着目され、否定的な面について十分な検討を加えることなくすすめられてきた傾向がつよい。このことが、今日、回復することの困難あるいは不可能な国民の生命・健康への脅威、国土・環境の汚染と荒廃をうみだしてきたといえる。このような事実にかんがみ、政府は次の点について早急に具体的な検討を開始し、もって有効な処置を講ずるよう申し入れる。

- (1) すべての新しい開発をすすめようとする場合、それが環境にあたえる影響や生命・健康への安全性について十分な事前評価を行うことを、国・自治体・民間企業など、これをすすめようとする開発主体に義務づける。
- (2) 事前評価は、科学的に厳正なものでなければならない。その事後効果に不明または疑わしい点がある場合は、その問題点と評価の根拠を明らかにし、公開しなければならない。
- (3) 科学研究の現在の水準から考えると、完全な安全の確認が不可能な場合が多い。この場合はもちろん、安全と判定された場合でも、開発の進行過程において不安をいだかせる要件に対しては、開発主体はその状況をたえず追跡調査し、その結果を公表しなければならない。開発事業が終了した後においても事後効果の追跡は継続されねばならない。
- (4) 実情の調査、予測、検証などが厳密に科学的におこなわれることを保障するため、疑惑が生じた場合、科学者から民主的に選ばれた第三者機関をもうけその審査にあたらせる。
- (5) 開発の進行過程において予期しなかった好ましくない事象が明らかになった場合は、開発を一時中止し、第三者機関による科学的な調査を行う。その結果によっては、計画の変更または廃止、開発によって生じた損害の補償、必要な場合は原状の回復あるいは修復が、開発主体及びこれを行政指導した国・自治体等の負担において行われるべきである。また、このような開発に対する制御が有効に行われうる範囲の速度と規模をこえる開発がなされてはならない。
- (6) 科学研究の現状は、現実の開発が要請している予測や評価を完全に成し遂げるための有効な根拠を提供しうるものとは必ずしもなっていない。この立ち後れを克服するために、開発のもたらす事後効果や開発のあり方を検討しうる基礎となる科学研究の画期的な推進が必要である。そのためには、科学者の自主的・民主的要求にもとづいた人文・社会・自然諸科学にわたる調和のとれた科学研究の促進と学際的総合化を可能ならしめる研究体制の整備が必要である。

10-14

総学庶第616号 昭和52年5月23日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

（写送付先：行政管理庁・北海道開発庁・科学技術庁・
環境庁・沖縄開発庁及び国土庁の各長官、
大蔵大臣、文部大臣、文化庁長官、農林大
臣、林野庁長官、水産庁長官、建設大臣）

「生態学研究所」（仮称）の設置について（勧告）

標記について、日本学術会議第72回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。